平成２７年７月７日

放課後児童クラブ等の送迎に係る早出遅出勤務の変更について（提案）

１　提案理由

児童福祉法改正により放課後児童クラブの対象が小学校６年生まで拡大（府内市町村では30団体（うち３団体は一部実施））されており、次世代育成支援の観点から放課後児童クラブ等の送迎を行う職員に係る早出遅出勤務の対象を拡大する。

２　内　容

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等を行う施設へ送迎するための早出遅出勤務の対象を、「小学校１年生から３年生までの子を育てる職員」から「小学校に就学している子を育てる職員」に変更する。

３　実施時期

平成２７年９月１日

４　協議期限

平成２７年８月４日